

令和4年度 臨時静岡県森の力再生事業評価委員会 会議録

日時	日時：令和4年8月9日（火）午前9時30分～午前11時30分まで
場所	教育会館4階B会議室
出席者	<p>○ 委員（敬称略・50音順） 小南陽亮（委員長）、恒友 仁（委員長代理）、浅見佳代、倉田明紀、豊田和子、檜本正明、波多野初枝、原田健一（8人）</p> <p>○ 事務局（県側出席者） 櫻井正陽農林水産担当部長、浅井弘喜森林・林業局長、小池源良森林計画課長、渥美寿之産業政策課長 他</p>
議事	<p>1 開 会 2 挨拶 3 議 事</p> <p>(1) 定例議題 ア令和3年度の提言への対応の報告 イ令和3年度森の力再生事業費実績の報告 ウ令和3年度事業分の評価対象箇所の選定</p> <p>(2) 森の力再生事業の適正な運用の徹底 ア権利者の特定と整備内容の説明に関する再発防止策（案） イ部会における技術面の検討（中間報告）</p> <p>4 閉 会</p>
結果概要	<p>(1) 令和3年度の提言に係る対応の報告 ・安全確保について、事故ゼロを目指し引き続き安全確保の指導に取り組んでいただきたいとの意見が出された。</p> <p>(2) 令和3年度事業費実績の報告 ・特に意見は出されなかった。</p> <p>(3) 令和3年度事業分の評価対象箇所の選定 ・一般型の評価対象箇所数の割合が低いので、を増やすべきとの意見が出された。</p> <p>(4) 森の力再生事業の適正な運用の徹底 ・再発防止策は形式的には良いと考えられるが、形骸化しないよう対策の趣旨、意図をしっかりと事業者と共有をしていただきたい。 ・事業者が分かるようにルールの特化や権利者が納得して承諾できる説明書やリーフレットを作成していただきたい。 ・現状把握のため、評価委員として現地を見ておきたいとの意見をいただいた。</p>
配付資料	<p>○ 次第、出席者名簿、座席表</p> <p>○ 配布資料 ・ 令和3年度森の力再生事業評価委員会の提言に係る対応 ・ 令和3年度森の力再生事業費実績の報告 ・ 令和3年度事業分の評価対象箇所の選定（案） ・ 令和3年度実績一覧表</p>

令和4年度 臨時静岡県森の力再生事業評価委員会 会議録

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 令和3年度森の力再生事業評価対象箇所位置図・ 森の力再生事業の適正な運用の徹底に向けたスケジュール・ 権利者の特定と整備内容の説明に関する再発防止策（案）・ 部会における技術面の検討（中間報告） |
|--|--|

令和4年度 第1回静岡県森の力再生事業評価委員会 会議録

日時：令和4年8月9日（火）9:30～11:30

場所：教育会館4階B会議室

（渥美産業政策課長）

定刻となりましたのでただいまから令和4年度第1回静岡県森の力再生事業評価委員会を開催いたします。

私は静岡県経済産業部産業政策課の渥美と申します。

本日の司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会の開催にあたりまして、静岡県経済産業部櫻井農林水産担当部長から御挨拶申し上げます。

（櫻井農林水産担当部長）

皆さんこんにちは。

ただいま御紹介いただきました静岡県農林水産担当部長の櫻井でございます。

本日は大変お忙しい中、そして大変お暑い中、本委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃から本県の森林林業行政におきまして、格別の御理解と御尽力、いただいておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

この森の力再生事業につきましては、県民の皆様から森林づくり県民税をお納めいただきまして、森林の公益的機能につきましては、将来にわたって発揮継承していくための事業でございます。

特に近年は世界的な潮流となっております脱炭素社会の実現におきまして二酸化炭素吸収源としての森林の価値が改めて大きく注目をされているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、本事業の役割や効果につきまして、県民の皆様により一層の御理解をいただくためにも、これまで以上に本事業の透明性であるとか、あるいは効率性につきまして、しっかりと確保していくことが大変重要と考えております。

本日は今年度第1回目の定例の評価委員会となります。

議題といたしましては、昨年度御提言をいただきました内容への対応、そして昨年度の事業実績、そして今年度の評価対象箇所を選定について御審議を予定しております。

また、前回の臨時委員会でお諮りいたしました本事業の適正運用の徹底に関しまして、再発防止策と技術基準の検討状況につきまして、御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

本日は長時間の御審議となりますけれども、委員の皆様には、専門的なお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、開会の挨拶

といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(渥美産業政策課長)

それでは議事に入ります前に、本日の委員会の成立要件について御報告いたします。

本日は委員 10 人中 8 人の方が御出席いただいております。

静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱第五条の第 2 項に照らしまして、出席者は委員の過半数を超えていることから、本委員会は成立していることを御報告いたします。

なお県側の出席者につきましては、お手元の名簿の下段に記載の通りでございます。

また本委員会は、県が定める情報提供の推進に関する要綱に基づき、公開対象となっております。議事内容につきましては、録音し、後日議事録を作成した上で、皆様にご確認いただいた上で県のホームページなどで公開いたします。

あらかじめ御了承いただくようお願いいたします。

委員の皆様には、静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱に記載している通り、森の力再生事業の執行状況や事業の効果について検証評価をお願いいたします。

それでは今後の進行につきましては小南委員長をお願いいたします。
よろしくお願いいたします。

(小南委員長)

皆さんおはようございます。

先ほど御挨拶もありましたように、森の力ということで、静岡県内の森の力で環境面で良くしていこうというところが大きな特徴であるわけですが、以前ですね九州におりましたとき、奄美大島のところでですね、家具職人の方でもつばら椅子を作っていたりしゃる職人の方で東京あたりに出すと結構な値段で売れる物を作っていたりしゃる方でお話伺ったことがあります、家具に使う木材は相当乾燥させないと狂いが生じますので、使えないということで、だいたいあの倉庫で 10 年ぐらい寝かしたものをやっとその椅子作りに使うっていう話を聞いたことがあります、家具に使う木材の広葉樹、いろんな木目がありますので、色もとっても、いろいろ多様にありますので広葉樹を使ったと思うんですが、もうそういう広葉樹が手に入らなくなって、今自分の倉庫に、結構蓄えがあるのでしばらくは大丈夫なんですけど、今倉庫で蓄えて乾燥させている木材を使い切ってしまうと、もうできなくなるんだというお話を伺ったことがあります。

森の力ですね、環境も大事なんですけど、そういったいろいろなですね、地域の伝統工芸ですとか、地域に根ざした産業を支える多様な資源を、長い目で見るとですね、蓄積していくという役割もですね、森の力にはあるのかなというふうに思っています。

そういう意味でも、これから 50 年 100 年先を見据えていくと、静岡県内の森の力ですね環境面でも、それから地域の力を支える森という意味ですね、非常に大切なものになっていくのではないかと。事業が果たす役割が大きくなっていくのではないかなというふうに

思っております。引き続き皆さんですね、この事業をより良くしていくために今日の委員会でも活発な御意見、御議論をお願いしたいと思います。

それでは座って進行させていただきます。

まず最初ですね、議事に従って3-2定例の議題（1）ア令和3年度の提言への対応の報告について事務局より説明をお願いします。

（森林計画課鈴木森の力再生班長）

森林計画課の鈴木と申します、よろしく願いいたします。

資料1、4ページを御覧ください。

令和3年度森の力再生事業評価委員会の提言に係る対応について、パワーポイントを使って説明いたします。

昨年度、事業評価委員会からいただいた提言は4つあり、それぞれについて対応を説明します。

提言1は、事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施設・市町との連携や、民間との協働を進めてくださいという内容です。

この提言には、農林事務所ごとに設置している、森の力再生調整会議を通じて、他部局および市町が実施する関連施策との連携、民間との協働による森林整備を促進することにより対応してまいります。

こちらのスライドは、森の力再生事業の計画と実績を表したものです。

森の力再生事業は、平成18年度から事業を開始し、平成28年度からは、第2期の10ヶ年計画に取り組んでおります。

事業は順調に進捗しまして、令和3年度までには、約18,900haの整備が完了しており、第二期計画の残り4,650haの荒廃森林の再生に取り組んでいくこととしております。

次は提言1のうち、民間との協働に係る対応についてです。

台風等に伴う大規模停電の原因の一つとして、風倒木による電線の断線などが指摘されております。

このため、県では、予防対策として、電力事業所などと協働して、電線沿いの樹木を伐採する取組を進めています。

森の力再生事業においても、先に説明しました森の力再生調整会議などで予防伐採の実施要望箇所等の情報共有を図りまして、昨年度は函南町、静岡市、藤枝市、浜松市の4箇所、電力事業者と連携した予防伐採の取り組みを実施いたしました。

写真は浜松市北区引佐町渋川で森の力再生事業のスギ・ヒノキの伐採にあわせ、電線沿いの広葉樹の伐採を中部電力と連携をして実施しました。

今年度も森の力再生事業の実施に合わせて停電防止のための予防伐採に対応するため、電力会社との協働による森林整備を進めていきます。

提言2は、伐採した木材や竹材の利活用を引き続き努めてください、です。

この提言には、伐採した木材は、土砂流出防止のための柵工等に活用するなど、林内での利用を促進する。作業道沿いなどで搬出可能な木材や、竹材については、森の力再生調整会議等で情報を共有し、利用を希望する者とのマッチングを図ることにより対応してまいります。荒廃森林の再生という事業目的のために、伐採した木材は、林内で十分活用しておりますが、作業道沿いなど可能な範囲での搬出、利用を促しており、令和3年度は約8,700 m³を搬出しております。

また森の力再生調整会議において情報共有し、利用を希望する者とマッチングなども図っております。

マッチングの事例は少ないですが、森の力再生事業で伐採した竹材を海岸防災林の整備をする際の竹すとして利用した事例などがあります。

提言3は、事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでください、です。この提言には、モニタリング調査や整備後3年目調査の結果から整備手法や、留意点などをわかりやすくまとめ、整備者にフィードバックをする、作業の基本となる伐倒技術の向上のための技術講習会等を開催するとともに、整備者の安全管理体制の強化に向けて、現場ごとの自主点検の実施を指導することにより対応してまいります。モニタリング調査は、整備した森林の「森の力」が回復しているかを確認するため、下層植生の生育状況などの経年変化を追っています。

モニタリング調査で得られた結果や事業効果をもとに整備手法の留意点などを取りまとめ、整備者にフィードバックする講習会の開催を考えております。

左下のグラフは、森の力再生事業での事故発生件数を示しています。

昨年度は過去2番目に多い5件の事故が発生しました。

そのうち3件は木を切り倒す作業中の事故でした。

今年度も、森林整備の基本となる伐倒技術の向上と安全作業の周知徹底に取り組んでまいります。整備者には、現場ごとの安全点検の実施を指導し、森林整備の経験の少ない整備者に対しては、重点的に現場を訪問するなど、林業労働安全パトロールを実施していきます。写真は、昨年度の7月に農林事務所の職員が、森の力再生事業の現場で林業労働安全パトロールを実施している様子です。

チェックリストを用いて、現場技術員の安全装備や事故発生時の対応などを確認したほか、実際の伐倒技術の点検を行いました。

提言4は、事業の目的や納税への理解が一層促進されるよう、将来を担う子どもをはじめ、あらゆる世代に向けて分かりやすく、伝わる情報発信に取り組んでください、です。この提言には、事業の実施が、荒廃森林の再生に結びつくことが実感できるイベントなどを整備地で開催する、子供向けのホームページの作成や動画の活用など、多様な世代に向けた分かりやすい広報の二つに取り組みます。

スライドの左側の写真は、昨年度、島田市で森の力再生事業の施工地を活用した森林づくりイベントで森の力再生事業の事業内容を解説している様子です。

右側の写真は、伊豆市で施工地を活用した伊豆総合高校の出前事業で、事業のPRをしている様子になっています。

今年度は、事業の整備地を訪問し、森や海への様々な体験を通じて、森と海のつながりを実感する森の力体験ツアーを開催します。

お手元に配布しましたチラシなんですけれども、昨年度のイベントチラシになります。

昨年度にも同様のイベントを企画しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、残念ながら中止しました。

今年度は感染状況を見ながら実施できるよう、現在準備を進めているところです。

またイベントの開催状況をまとめた動画を作成し、YouTubeで配信しました。

本日記らせていただきました資料の一番最後のページ、参考6動画による情報発信ですが、先ほど御紹介しました島田市のイベントが、一番下のものになります。

本事業の施工地で開催するイベントのチラシや広報資料にQRコードをつけたりなど、多くの方に視聴いただけるよう工夫をしていきたいと考えております。

また本年度は子ども向けのホームページを作成する予定でございます。

多様な世代、特に若い方々に向けた、わかりやすい広報に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、令和3年度の提言への対応の説明になります。

ありがとうございました。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。

それではただいまの報告につきまして御質問御意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。提言に対して、すぐ取り組んでいただいている様子が報告ありました。

私から少し3番目の安全確保ですが、昨年より件数は少し減ったけれども、ここ2年間はやっと多いという状況で、その前の3年間に比べると、それでも5件程度ですから、極端に増えてるわけではないんですが、やはり事故はゼロが望ましいので引き続き、御説明いただいた安全確保の指導に取り組んでいただきたいと思います。

私の昔話で恐縮ですが、九州にいたときにですね台風で木が倒される大規模な災害が九州北部で起こったことがあります。

そのときに、風で倒された木というのは、無理矢理倒されているものですから、跳ね返り事故が発生しました。そのときは跳ね返った木が、伐採者に当たって残念なことに死亡事故も複数件起こっており、そういった二次災害的なものも多かったんですが、今後も通常の伐採作業のときも十分気をつけていただくのはもちろんですが、こういった災害が起こった森林も対象になっておりますので、そういうときの安全確保、普段やらないことですので風で無理やり倒された木を処理するっていうのは、通常あんまりやらないことなので、そういうときはちょっと重大な災害が発生する可能性がありますので、特に気をつけていただくように、そういった方面でも、ぜひ事業者さんに御指導をいただければと思います。

意見としてですね、受け取っていただければと思います。

皆さん何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは特にこれに関しての御意見等はないようですので、引き続き事業を着実に実行していただくようお願いいたします。

次にですね、それでは議事（１）イ令和３年度森の力再生事業実績の報告について、事務局より報告をお願いします。

（森林計画課鈴木森の力再生班長）

続きまして、資料２森の力再生事業実績報告についてです。

令和３年度森の力再生事業事業実績の報告をします。

５ページを御覧ください。

上の表は森の力再生事業第２期 10 ヶ年の計画と実績を整理したのになっています。

第２期の全体計画は、人工林再生整備と竹林・広葉樹林等再生整備を合わせまして、事業量は、11,200ha です。

令和３年の整備実績は太線で囲った箇所になりますが、整備面積 937ha、事業費は 8 億 5,300 万円になります。

平成 28 年から令和 3 年までの 6 年間で 6,550ha の整備を実施してまいりました。

進捗率は全体計画の 58% であり、おおむね順調に進捗していると考えております。

下の表は農林事務所ごとの整備面積で、一番右側が令和 3 年度の実績になります。

続きまして 6 ページを御覧ください。

区分ごと事業費の実績を報告します。

こちらは平成 28 年度から令和 3 年までの事業費の実績を伐採等の整備事業と事業評価、県民広報に分けまして、表に整理をしております。

右側の太線で囲んだところが令和 3 年度の実績でございます。伐採等の整備事業の部分については、8 億 4,310 万円、これは全体の 99% に当たります。

残り 1% は、事業評価や県民広報の事業費になります。

事業評価は、評価委員会の運営などに当たる部分で 50 万円。県民広報につきましては、森の力体験ツアーの企画費、昨年度実施できませんでしたので、企画費のみの計上になります。

その他、普及啓発の映像作成、啓発用のグッズなど 380 万 6,000 円になります。

整備効果について継続して行っているモニタリング調査に、507 万 5,000 円、その他事務費に 65 万 1,000 円。

合計しまして、8 億 5,313 万 2000 円が昨年の事業費の実績でございます。以上となります。

（小南委員長）

はい。ありがとうございます。

それではただいまの報告につきまして、御質問御意見等ありましたらよろしくお願いま

す。いかがでしょうか。

特に御意見等ございませんでしたので引き続き事業に活用させていただくようお願いします。

それでは、次に進めさせていただきます。

次に、議事（１）ウ令和３年度事業分の評価対象箇所を選定について事務局より説明をお願いいたします。

（産業政策課大石主任）

はい、産業政策課大石です。今年度の評価対象箇所を選定について御説明いたします。資料は７ページを御覧ください。

また別冊になっているんですけども、こちらのＡ３のカラーの表と、こちらのカラーのＡ４の図、こちらも最終的に使いますので、御覧ください。

では、まず７ページに戻っていただきまして、１番の令和３年度の実施箇所なんですけれども、森の力再生事業の評価委員会では前年度に実施した箇所について評価検証していただいておりますので、評価対象箇所を選定をお願いいたします。

まずこちらからその選定基準と選定した案についてお示ししますので、よろしく願いいたします。

では、資料３－１を御覧ください。あらかじめ、選定案を用意しました。

令和３年度の実施箇所数は人工林再生整備事業のうち、緊急性を有する人工林で環境伐を実施する一般型が１１２箇所、風倒被害地の緊急的な倒木等の処理を実施する災害対応型が１１箇所、緊急性を有する竹林広葉樹等での整理伐を実施する竹林広葉樹等再生整備事業が２１箇所の計１４４箇所を昨年度実施いたしました。

例年、評価委員会の開催時間等を考慮いたしましてこのうちの２０箇所程度を評価対象として選定しております。

次に評価対象箇所を選定基準ですけれども、２番（１）の基準になります。

今年度、①から⑤の選定基準を設定しまして、評価対象箇所を選定しました。

今回例年の基準に加えて２点追加しております。

一点目は①のトラブル等があった箇所を選定するようにいたしました。

これは前回の臨時の評価委員会で、森の力再生事業実施箇所でのトラブル等の事例報告が必要であると委員の皆様から御意見をいただいていることから設定させていただきました。

また、二点目は、④番の列状伐採を実施している箇所から選定するようにいたしました。

これは、所有者の意図しない森林整備の事例を受けまして、広い幅で伐採を行っている箇所についてどうなっているのかという評価をしていただくために設定をいたしました。

その他の基準としましては、②番の事業規模が大きい箇所、③番の事業単価が高額の箇所、⑤番の県農林事務所が必ず評価を受けること、地域バランスを考慮して選定したという、この五つの基準から選定を行っております。

この選定基準により選定した箇所数が3番の選定箇所数のおりとなります。
内訳は、一般型が14箇所、災害対応型が3箇所、竹林広葉樹が7箇所の計24箇所となります。

次に、8ページなんですけれども、こちらが選定した24箇所の一覧となります。
一番左の基準という列が先ほど御説明した五つの基準のどれを適用して選定したかを示しています。

今回追加した①のトラブル等があった箇所として、竹林広葉樹の東部、函南町の整備地を選定しています。

また、④の列状伐採を実施している箇所として、一般型の賀茂、東部、富士、西部から計5箇所を選定しています。列状伐採は1箇所のみ、9m幅で伐採している箇所がありますけれども他は概ね5m程度の幅で伐採されております。

今回なるべく広い幅で伐採を行っている箇所がどのように整備されているか評価いただくために、9m幅で伐採した箇所、一般の西部の浜松市北区引佐町渋川なんですけれどもこちらを含め、評価対象箇所を選定しております。

次にこちらのA3の横表、資料3-2を御覧ください。

こちらは昨年度森の力再生事業を実施した144箇所の一覧となります。

それぞれページ毎に一般型、災害対応型、竹林等・広葉樹林と分かれておりまして、この中から、事務局案として選定した箇所をオレンジ色で色をつけてございます。

それぞれの選定した理由ですけれども、例えば表の1ページ目の一番上の賀茂の松崎町を御覧いただきたいんですけれども、こちら、事業規模の大きい箇所として選定しておりますので、面積の箇所に丸をしております。

事業単価の高額な箇所として選定した箇所は単価の部分に丸をつけております。

何もついてないところで列状というところで抽出しております。

続きまして、資料3-3になりますけれども、こちらが評価対象144箇所の位置図となります。

令和3年度の施工箇所には、資料3-2の一覧表に合わせた番号を振っておりまして、色付けをしております。

一般型、災害対応型、竹林広葉樹型でそれぞれ色を分けて、記載をしております。

以上で、事務局案の説明を終わります。

選定基準等の御審議のほどよろしくお願いたします。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。

それではただいま御説明ありました事務局案につきましてですね、御質問御意見等ありましたらよろしくお願いたします。

(榎本委員)

作業量の問題もあるのかもしれないんですけども、例年このぐらいの一般型と災害対応型と竹林広葉樹林型を合わせて抽出されているのかもしれないんですけど、一般が数も圧倒的に多いので、一般型をバランス的にはもうちょっと濃くした方がいいんじゃないのかなと改めて見て思ったんですけど、いかがでしょうか。

(産業政策課大石主任)

例年、おおむね1事務所あたり3から4箇所ということで選定をさせていただいておりますが、一般型の割合が少ない、1箇所ずつだと、ちょっとまだ足りないんじゃないかという、そういった御意見があるようでしたら、二つずつにする等、そういったことを検討したいと思うんですけども、割合としてはどの程度でしょうか。

例えば面積が大きいところは二つ見るよとか、少し増やすとか、そういったことは考えられるかなと思います。

(榎本委員)

そういう評価の仕方ではどのぐらいいろいろな作業が増えるかわからないんですけども、全体の実施箇所数を見ると、一般型が112で、災害対応型に対して10倍ぐらいやっているので、同じぐらいの比率で評価をした方がよいと思う。そんなに作業量が増えるっていうのがなければ、増やしていただければと思います。

(小南委員長)

いかがでしょうか。

(産業政策課大石主任)

少し作業量等も考慮しながら、増やす方向で検討したいと思います。

(小南委員長)

それでは検討をお願いします。

災害対応型が事業箇所として少ないので、それを一般名と同じ割合にすると一箇所とかになってしまいますので、そういう意味で、どうしても割合としては高くなってしまいうっていうことはあるかなと思います。

ただ評価対象ですね、精度をあげていただくことは大事ですので、ただいまの御意見検討をよろしく願いいたします。

それでは他に御意見ありますでしょうか。

(倉田委員)

同じ資料について、見せ方なのですが、この評価対象の選定基準が次のページで①～⑤で書かれているんですけど、複数のページにまたがっており、資料自体が非常に分かりづらいので、その辺はもう少しリンクした提示の仕方をお願いしたいと思います。

(小南委員長)

評価対象箇所がどの選定基準で選ばれたのか、もう少しわかりやすくしていただきたいということですが、いかがでしょうか。

(産業政策課大石主任)

おっしゃる通りだと思いますので資料につきましては、修正いたします。

(小南委員長)

はい。では今後の資料で関連性ですね、それがわかりやすくしていただくように工夫をよろしくお願いいたします。

他にもありますでしょうか。よろしいでしょう。

はい、ありがとうございました。

それではいろいろ御意見をいただきましたので、今後の資料の作成等でですね、ご検討、工夫をお願いするとして、この事務局案をベースに評価対象の箇所数は検討いただくとして、決めていただくということでもよろしくお願いいたします。

追加箇所がある場合は、事務局の方でもよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、少し宿題が残ってるんですが事務局案の通り、追加の検討をいただくということを含めてよろしくをお願いしたいと思います。

第2回の評価委員会において、事務局に選定箇所について、個別の評価調書の作成をお願いしたいと思います。その際に、ただいまいただいた御意見を参考にわかりやすい資料の作成をぜひよろしくをお願いしたいと思います。

それでは次第に従いまして議事の2にうつります。議事の2 森の力再生事業の適正な運用の徹底のうち、アの権利者の特定と整備内容の説明に関する再発防止策(案)について事務局より説明をお願いいたします。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

資料の4-1、9ページを御覧ください。

こちら森の力再生事業の適正な運用の徹底に向けたスケジュールについて、1番の再発防止策と2番技術面の検討について御説明いたします。

表中の評価委員会、本会は、本日8月9日に開催をしております。本会としまして、あと2回と現地調査1回を開催する予定でございます。

部会についてはすでに2回、7月5日、26日に開催しております、あと2回程度開催する予定となっております。

1番の再発防止策について、本日、この後ですね、権利者の特定と整備内容の説明について、後ほど御提案をさせていただきます。

2番目の技術面の検討ですが、整備効果の観点と災害リスクの観点から見た現行の基準について、技術部会の方で、現在御検討いただいているところでございますが、第3回の本会において、最終案の提出をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、資料4-2、10ページを御覧ください。

権利者の特定と整備内容の説明に関する再発防止策についてです。

所有者の意図しない森林整備が行われ、補助金交付決定を取り消した事案について、5月30日に開催されました臨時会で、二つの論点、1つめが権利者の特定、二つ目が整備内容の説明と対応をお示しし、それについて委員の皆様から御意見をいただきました。

1番の権利者の特定では、主な意見としまして、管理と所有は別であり、共有者がある場合は、それぞれの承諾を得る必要がある。2番の整備内容の説明では、整備者と県は事業目的や整備内容を権利者へしっかりと説明し、理解してもらう必要があるなどとなっております。

その御意見を踏まえて、次のページ、11ページに再発防止策として新たな手続きを検討しております。

まず事務手続きについて簡単に御説明させていただきますので、パワーポイントを御覧ください。

森の力再生事業の補助金の交付事務の手続きになっています。

まず①番のところですね、所有者と整備者が整備内容等の確認をして、ここで森林整備の委託契約を結んでいただきます。

その後、整備者の方が所有者の山に現地調査に入りまして、整備計画書であったり、申請書を作成します。

それを整備者から所有者に説明をして、これでいいよということであれば、整備者と所有者の連名で、補助金交付申請を県の方に出していただき県の方でその計画について審査をしまして、審査会で大丈夫だよってということであれば、交付決定がされるという事務手続きになっています。

今回、問題となっているところは、①番の整備内容等の確認の部分になります。

ここについて新たな手続きを加えるということで御説明をさせていただきます。

まず1番の権利者の特定についてです。資料11ページですね。

原因として、権利者が登記事項証明書と異なっていたにもかかわらず、権利関係の状況を十分確認できておりませんでした。

権利者の特定については、従来の方法として、登記事項証明書、2番の委任状で行ってまいりました。

それを再発防止策としては、まずは1番の登記事項証明書により、権利者の特定を徹底をし、権利者と登記事項証明書が異なる場合は、委任状況が明確になっている書類の提出を求めるとします。これを確実にを行います。

2番目、整備内容の説明についてです。事業目的等と具体的な整備内容の2つに分かれておりますが、原因としては、権利者に対し整備内容等の説明が不十分で、理解を得られていなかった。権利者が理解をされているかどうか、確認ができていなかった。この2点になります。

まず事業目的は、従来、森の力のリーフレットと森の力再生事業委託契約書、整備者が独自に作成した資料、例えば写真で説明を行ってございましたので、内容が統一されておりました。

再発防止策では、整備者は新たに作成する統一資料、⑦番の森の力再生事業の説明書により、権利者に説明をしていただきます。

これには事業目的や整備の概要、整備の有効性の内容を記載し、権利者にわかりやすいものとします。

具体的な整備内容は、従来、⑥番の森の力再生事業整備計画書により整備者が説明をしています。

再発防止策としまして、森の力再生事業整備計画の説明を徹底するとともに、権利者が内容を理解したことを確認できる書類を追加します。

次の12ページが⑧森の力再生事業整備内容等確認書になります。

3の説明内容の確認の部分で、整備の内容、整備の有効性について、②番の森林の現状と森の力再生事業による整備内容について、それぞれ説明を受けて、その内容を理解し、確認した場合に確認欄にチェックをつけていただき、権利者に自筆で署名をいただく様式になっています。

県に補助金交付申請書を提出する際に、添付していただくことで、権利者がしっかりと理解しているかどうか確認するようにしたいと考えております。

以上となります。

(小南委員長)

はい。ありがとうございます。それではただいま説明がありました再発防止策につきまして御質問御意見等ありましたらよろしく申し上げます。

(浅見委員)

ありがとうございました。用語がわからないので教えていただけるとでしょうか。

11ページの1番権利者の特定のところで、権利者が登記事項証明書と異なっていたにもかかわらず、というところの、権利者が登記事項証明書と異なるの意味がどういうことなのかわからないので教えていただけるとありがたいです。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

今回の案件の場合ですね、登記事項証明書にお二人の名前が入っていましたが、権利者1名で申請をされた案件でございましたので、それについて登記事項証明書に基づき、権利者を特定するという形になります。

(小南委員長)

よろしいですか。
それではどうぞ。

(倉田委員)

今回の場合は、2人だったけど1人しか行っていなかったということなんですけど、それは、例えば権利者が10人、13人といらっしゃる場合は、その人数分全部取り付けるという前提ですかね。

(小南委員長)

これちょっと私も気になっていたんですけれども。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

今回の案件もそうだったんですけれども、木を伐採するということは、財産を伐採することになりますので、そこら辺については、所有者の方々それぞれに確認が必要だったと思います。ただ、全員にとることが難しいということであれば、先ほど説明させていただいた委任状という形をとられるかなというところです。

(森林計画課深江技監)

森林計画課の深江と申します。

原則としましては、権利を持つてる方、所有権であるとか地上権であったりとか様々な権利がございますけれども、その権利を持っている方を登記事項証明書で確認いたします。

権利を持つてるすべての方から、書類の印鑑をもらうというか、御了解いただいて提出をしていきます。

ただ、場所によっては、例えば50の方が共有で持つてる場合とか、地区で100の方が共有で持っているという場合等もございます。書類に、50人、100の方々が連名で、ざらっと名前と押印があると書類が大変になる場合ございますので、そのときは委任状という形ですね、代表者の方を決めていただいて、代表者の方と整備者の方で申請をしていただくという方式も取れるようにしています。

ただ、原則としては、全員から承諾をいただいて、全員のお名前で申請をしていただくという方針となります。

(小南委員長)

いかがですか。

(倉田委員)

やはり専門の方にしっかりそのあたりは精査していただいて、それをちゃんと法的な理由というか、効果のある方法でやっていただければよろしいかなと思います。

(小南委員長)

委任状による処理もあるということですけど、たくさん権利者さんがいて連絡が取れない、そういうケースもあるように聞いたことがあるんですが、その権利者全員に連絡がとれない場合はもう事業の対象にならないってということになるのでしょうか。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

原則としてそうですね。所有者全員に承諾いただかないと伐採ができないという考えです。

(森林計画課深江技監)

原則としては今申し上げた通り、50人のうち1人でも連絡が取れなければ、やれないというのが原則です。

一番可能性が多いのは、登記事項証明書に記載の権利者がお亡くなりになられた方のままになってしまっていて、登記が変更されておらず、相続はどなたかがされているんですけどその相続関係を洗い出していった時に、所在がご不明な方がいらっしゃるとか極端なことをいうと、2代前のおじいちゃんの世代であると、ものすごい量の相続の関係者の方が出てくる場合がございます。

できる限りは、権利者の方を洗い出させていただくというか調べていただいて、承諾を取っていただくんですけども、どうしても権利を持ってる方が見つからない場合、住所が不明であったりとか連絡先がわからないといった形で不明な場合につきましては、例えば、今の山の固定資産税を払っていらっしゃる方とか、相続をされてきた方の代表となっている方がいらっしゃると思いますので、例外規定としてですね、その方に私が全権を責任持って管理しますという形で、証明執筆した申し立て書を書いていただいて、それとあわせて申請をしていただくと、登記簿と併せて申請をしていただくという方法も取らざるを得ないかなとは思いますが。ただ原則としてはやはりできる限りは、全員の承諾を得ていく方向で考えています。

(小南委員長)

はい、わかりました。

倉田委員よろしいでしょうか。

(倉田委員)

はい。

(小南委員長)

どうぞ。

(檜本委員)

確認させてもらいたいのですが、今の権利者の特定というところは、従来でも、登記事項証明書と委任状を提出してもらっていて、対策案としては、それを徹底するというので、内容は変わってないということでしょうか。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

そうです。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。

どうぞ。

(恒友委員長代理)

すいません、恒友です。御説明ありがとうございました。

今御説明いただいた再発防止策で形式的にはこれでいいのかというふうに思います。

あとはですね、いかに運用上で実効性を高いものにしていくのかなというところで、1つ前にありました例えば登記事項証明書記載欄の内容にどういう対応するかっていうところまで、事業者さんのところでしっかりわかるようにルールを明確化しておくことが、大事であるということが一つと、あと11ページの⑦番の説明書をわかりやすいものにするというふうに御説明いただきましたけど、権利者もいろんな方がいらっしゃると思います。

特に御高齢の方も多いかと思うんですけども、そういった方にも良くわかるように、よくわかんないけどサインだけしとけばいいや、ではなく、しっかりと先方が納得できるわかりやすい説明書をしっかり用意していただきたいなということが1つ。

あとはこういったものはともすると、結局形骸化してしまう恐れもあって、最終的な取り扱いでええわええわになってしまうとそれはそれで問題だと思いますので、特に事業者さんの中には、手間が増えて面倒くさいななんていう思う人もいると思うんですけども、何でこういうことをするのかっていう主旨、意図、そういったものをしっかりと県、農林事務所、事業者と共有することが大事なかなと思います。

最終的に権利者さんも含めていかに本来のその意図をいかにコミュニケーションとってやっていくのかな、そういったところがですね、一番のポイントとなってくると思うので、

そういったことも含めてですね、しっかりとルール化ですとか、情報の共有をお願いしたいなと思います。

(小南委員長)

はい。ありがとうございます。

ただいまの御意見に対して、事務局の方から何かございますか。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

御意見ありがとうございます。先ほど説明をしました説明書等わかりやすいものを作って居いくこと、あと再発防止策が形骸化しないように事務所の審査会なども含めて、取り組みをさせていただきたいと考えております。ありがとうございます。

(小南委員長)

はい。それも重要な御指摘だと私も思います。特に12ページからの確認書で確認欄にチェックいただきますけれども本当に正しく理解していただいているかどうかとかなかなかわからないところです。

まず説明した後ですね、ちゃんと理解したかってのちょっとテストするわけにもいきませんので、確認書の方はね、こうした書式に留まらざるを得ないと思います。

そういう意味でも先ほど御指摘ありました、わかりやすい資料等を用意していただいて、ご専門でない方にもわかりやすくちゃんと理解した上で確認承諾いただくということですねぜひ工夫の方よろしくお願ひしたいと思います。

それでは他に御意見等ありますか。

(原田委員)

一点確認したいんですが、今回は結局権利者とされる人と森林組合との間でうまく説明がされてなかったというのが今回のことの発端だと思うんですけども、今回この整備内容の確認書を見るとチェックを入れて名前を書く形になっておるんですけども、特に県の方からちゃんと説明がされたかどうかについて権利者に聞くということは特に想定をされておらず、今回こういう説明を受けましたねというところだけで、それ以上県としてそこはちゃんとされてるかどうかの確認は何かする方法というのは考えているんでしょうか。それともそこは森林組合に任せるという形ではよろしいでしょうか。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

御意見ありがとうございます。森の力再生事業の内容等の確認書なんですけれども、補助金交付申請書と一緒に県に提出をしていただくことを考えております。

県が受け取ったときにですね、整備者が来られていますので、どこで誰がどういった整備

の説明をされたのかという情報も確認をした上で、それをもって県の審査会で説明をしているかという審査も含めてやっていくことを考えています。

(原田委員)

提示してチェックしましたよって言って、形式的に出せばいいになってしまうかと思うんですけど、今回、森林組合がやってることをおそらく信用してしまったからいろいろトラブルがあったのかなと思います、そこはやはり厳格にいろいろ運用していただければと思いますので、よろしくお願いします。

(小南委員長)

ありがとうございます。
他に御意見等ありますでしょうか。

(檜本委員)

確認なんですけど、2番③リーフレットは、県が用意しているものを、今までも渡していたということでもいいのでしょうか。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

はい。

(檜本委員)

それだけでは不十分なので、もっと詳しい森の力再生事業の説明書をつけるということですか。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

はい。現在の森の力のリーフレットには、伐採方法や伐採率など整備内容のところについては、あまり詳細に書かれておりません。

納税していただく県民の皆様に、森の力再生事業がどういうものかを説明するリーフレットになっておりますので、整備内容であるとか、そういうことに特化したものではありません。

そのため、今回は権利者向けに特化したものを作成して説明するようになりたいと考えております。

(小南委員長)

その都度、権利者に、今回の件もそうですけど、具体的にこういうふうに伐りますよ、あるいは列状にこれぐらいの幅で伐りますよ、あるいは群状でこれぐらいの面積でこういう

ふうにやりますよってというのは、この段階できちっとこういったリーフレットを別に用意して、誤解のないように渡すということは今後徹底していただくっていうことでよろしいでしょうか。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

森の力再生事業が針広混交林化を目指すといった目的や40%程度の強度の間伐をしますよというところを権利者さんにお伝えするため、説明書としてまとめて説明をしていきたいと考えています。

(小南委員長)

今回権利者が思っていたのとちょっと違うとなっているのが問題なのであって、承諾を得る段階で、ある程度案としてこんな感じで伐りますよっていう、そういった資料もきちっと整えて作っていただき、徹底していただくっていうことでよろしいかということなんです。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

説明書の中で40%で列状または群状で伐るとこういう形というところは分かるようにしていきます。

(小南委員長)

できれば図とかも入れていただいた方がよいかと思います。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

はい、そのような形で考えております。

(森林計画課深江技監)

すいません。実際には2段階にわかれます。

一番最初に整備者が所有者のところへ行き、あなたの山に対して森の力再生事業、こういった事業があるので整備をさせていただきませんか。という承諾を取る段階で、これが上の事業目的の話となります。

所有者がそういった事業をしていただけるのであれば大丈夫だよ、と委託契約を結んでいただくと、今度は森林組合なり整備者が現場に入って測量や整備方法等の細かい計画を作っていきます。

それが下の具体的な整備内容となります。

今までは一番最初の事業目的のところを、整備者に任せていたところもあったので、目的ではなくて、いわゆる間伐をして、広葉樹を増やしましょうねといった感じで説明をされていた方々もいらっしゃるかなと考えてます。

そのため、しっかりと事業目的、針広混交林化を目指しますとか、40%という強度の伐採を行いますというようなことを、写真等を見せながら、こういう感じになる整備をしていきますよというところを説明書という形でお伝えして、イメージを持ってもらって、承諾をいただく。

その承諾の後に、今度は現場に入った後、しっかりと何m伐採をしますよとか、今回は15mでしたけど、15mの伐採しますよとか、5m幅の伐採しますよとか、そういったところをしっかりと整備計画書というもので、今もまとめているんですけども、それを図示したものをもう一度所有者のところへ行って説明をしていただいて、理解をしていただく。その2段階に分けて説明をしていき、承諾をしていただく。

そのため、資料に付けさせていただいた確認書につきましても真ん中の説明内容の確認も、①と②事業概要を説明する時と事業内容を説明する時の2つに分けてチェック、確認するようにしています。

(小南委員長)

はい。ありがとうございます。

是非よろしく願いいたします。先ほどの御質問御意見にもありましたように、いろんな方がいらっしゃると思いますので、なかなか文章とかあと何%伐りますよという、そういう数字の説明だけではなかなか十分に御理解いただけるとは限りませんので、伐るとこんな感じになりますよっていうのが、ぱっと見てわかるような、正しいイメージを持っていただけるような図や写真等を使っていただくようなことを徹底していただくといいのかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは他に御意見ございますでしょうか。

(浅見委員)

森の力再生事業整備計画書は、今回の場合でしたら図面がつくんでしょうか。

ここを伐採しますよと、図があった方がわかりやすいですよというのはまさにその通りだなというのが一点と、一方で、例えばここは熊の被害がひどかったよとか、実際に入ってみると上の方で二股にわかれてて、細いのが集中してるからここはやっぱり切っちゃったとかいろいろ現場合わせで変更等も生じてくるのでその辺のゆとりが欲しいなど。

だから確認書にチェックして、違うじゃないか、ではなくて、現場合わせの分もちょっと残しておいてほしいなということがあるんですが、その辺は大丈夫でしょうか。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

御意見ありがとうございます。

その整備計画書なんですけれども、森林の現況、荒廃状況も含め、この森林がどういう状況にあるか、どういう整備方針でやっていくか、図面も一緒についておりますので、そこに

については図面を使って説明をしていただければと思います。

現況調査をしておりますので、被害状況等を反映した形で伐採計画を立てていると考えています。

(浅見委員)

現場をみて計画書を立てていらっしゃると思うんですが、それでもやはりそんなに、一本ずつ実際に伐る人のような目線では現地を見ていないのでその分ちょっと融通をきかせる文言等を入れて欲しい、入れた方がいいんじゃないですかという話をさせていただきました。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

そうですね。ありがとうございます。

(小南委員長)

今の話、実際に最初の計画通りに行かないこともあり、現場の判断で幅が出てきますので、その部分もありますよってということも理解いただくということが大事だということでもありますので、そういった点も含めてきちっと御説明いただきたいということでもよろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。

(檜本委員)

今回問題があった件の具体的なところかもしれないんですけども、この事業整備計画書が県に提出された段階では、伐採に関する上限下限の基準とか、その辺は適切だったんですよ。で、作業していいよ、となったという理解でいいのか。

だけど、実際やったら上限を超えて伐採してる場所があったということですか。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

はい。

(小南委員長)

今のは確認ということでもいいですか。

(檜本委員)

はい。

(小南委員長)

他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか、それではいろいろ御意見をいただきましたので、この御意見を参考に引き続き事務局の方で進めていただくということでよろしく願いいたします。

続いて、部会における技術面の検討状況(中間報告)について事務局より説明をお願いします。

(森林計画課深江技監)

はい。森林計画課の深江と申します。

5月30日の臨時会におきまして、技術面に関しても検討を行うこととされました。そこから、小南委員長に部会員の方を選任していただいて、部会を進めてきたところでございます。部会員につきましては、浅見委員、小南委員、檜本委員の3人をお願いをしています。

また部会につきましては先ほど少しスケジュールの中でもお話をしましたけれども、7月5日と26日の2回開催しております。

部会の中では、針広混交林化を図るという事業目的の観点から、現行基準と災害リスクの観点から、以下現行基準について検討を進めていただいているところでございます。

内容につきましては、まず針広混交林化を図る観点から見た現行の基準でございますけれども、伐採下限は概ね5m以上、上限として、残存林木の樹高の概ね2倍未満、その範囲内での伐採を事業の基準としているところでございます。

下限値の5mにつきましては、委員からいただいた意見としましては、5m未満の伐採であると、残存木、残ってる木は、枝葉が成長することによって、伐採後わずかな期間で林内が暗くなってしまい、せっかく生えてきた下層植生が衰退していってしまうので最低でも最初の初期整備としては5mは必要であろうという意見をいただいたところでございます。

一方上限の方の残存林分の樹高の概ね2倍未満というところでございますけれども、伐採率40%という他の条件もつけていますが、その点も含めまして樹高の2倍未満程度の伐採であれば、森林の水であったりとか、土壌であったり、そういった物理的環境が急変する可能性は低く、徐々に伐採したところに多様な植生が発生してくるだろうという御意見をいただいています。

ただし、幅広く伐採する場合については、次の点に留意をすることが必要だという御意見をいただきました。

1点目は、林内に広葉樹の幼木が存在する、もともと小さな広葉樹の木がある、もしくは近くに種が飛んでくるような広葉樹林が存在すること。伐採後に広葉樹が速やかに成長できる見込みである森林であること。

2点目は、広葉樹の成長状況をモニタリングして、獣害対策など必要な対策、管理を行っていくこと。

こういった2点が必要であると御意見をいただいたところでございます。

一方、災害リスクの観点から現行の基準といたしましては、これまでの知見や事例から判断すると、一般的に言えば、山地災害というのは降雨量や地形、地質であったりとか、そういった影響が大きく、樹高の2倍未満程度の伐採では災害の発生に直接結びつかないだろうと考えられるという御意見をいただきました。

ただ、幅広い伐採を行う場合は残っている木が強風等で倒れる被害が発生しないように、伐採区域の場所、大きさをしっかりと設定することが必要であるという御意見です。

なお、整備地ごとに災害リスクがあるのかどうなのかという判断については、森林防災の専門の先生方から追加で意見を聞く必要があるという意見をいただいているところでございます。

14ページにいきまして、現在2回の部会の中で様々なことを検討、御意見をいただいているところでございます。

ただ、まだ結論が出ているわけではございませんので、引き続いて以下の事項について検討していきたいと思っております。

針広混交林化に誘導する森林整備について、先ほど権利者の方々にわかりやすい事業の説明をというところもございまして、このあたりをしっかりと、部会の中で検討いただきながら資料を作っていくしたいと思います。

また、伐採と災害リスクの関係につきましても専門家の先生の御意見をいただきながら、さらに検討していきたいと思っております。

今後につきましては第3回を9月下旬頃、第4回を11月下旬頃を予定しております。それぞれその後の評価委員会で報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。ただいま御説明いただきました点、部会の検討内容の中間報告ということではありますが、御質問御意見等ございましたらよろしくお願ひします。

(倉田委員)

はい。倉田です。先日リモートで質問した件なんですけど、毎年、整備箇所の現地視察をしていますが、この件については、非常に大きな問題になったということ、ここもですね、視察先の一つに入れないうかとお話を聞きましたが、これ自体はもう補助金を取り下げてるので、視察対象ではないというふうにお答えでした。

我々としては、結果的には補助金取り下げたのかもしれないんですけど、ちょっと遠いですが、やはり現状把握のため、現場がどんなものか希望者だけでも評価委員としては見ておいた方がいいのではないかなと思っております。

今この先生方3名に部会でお話いただいているんですけども、先生方もまだ現場の方は御覧いただけていないとお聞きしておりますので、もし先生方3名が出向くのであれば、私も一緒に

同行して、現場はどうか見ておきたいです。やはりとニュースや新聞、YouTube 等で大きく出てますので、動画等見てるんですけど、やはり百聞は一見にしかずで、現場をよく見ておくのは、我々の今後、評価する上でも大事なことはないかなというふうに思います。

ちょっと違うかもしれませんが、私の意見です。

(小南委員長)

はい。今の御意見、視察必要なんじゃないかという御意見ですが、いかがでしょうか。

(産業政策課大石主任)

確かに森の力再生事業ではなくなっちはいるんですけども、入り口がそうだとということで評価委員会の中で現場を見た方がいいという御意見としてあるようでしたら、評価委員会として現地を視察することは可能ですので、そういった日程調整等可能です。例年の現地調査のタイミングで行くのか、またそれとは別で行くのか、そこはまた調整になると思うんですけども、可能です。

(小南委員長)

評価対象からも外れてるんですけど、この評価委員会として視察することは日程調整して可能ということで、皆さんいかがでしょうか。全員かどうかはともかくとして、やはりぜひ行ってみたいという、委員の方には視察していただくという方向でもよろしいですかね。

(倉田委員)

はい。

(小南委員長)

よろしいですね。これはもう自分として見ておきたいという委員の方は、日程調整していただいて視察をするということでよろしいですね。では、全員でなくてもよいということで、日程と出欠希望もあわせてとっていただき、調整よろしくをお願いします。

(産業政策課大石主任)

はい、日程等々また確認させていただきます。

(小南委員長)

ありがとうございます。ではそのようにお願いいたします。
他に御意見等ありますでしょうか。

中間報告に関してですが。

(豊田委員)

森の力再生事業ではないということですが、2年後どうなったかすごく気になるところで。本当に綺麗な針広混交の森になっていれば大丈夫ですけれども、もしそういう御報告がいただけるのであればいただきたいと思うのですが、いかがですか。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。

(森林計画課深江技監)

事案の場所ですけれども、現在、伐採後の対応をどうするかというところを県と森林組合と権利者と話し合いを進めているところでございます。

対応方法について話し合いを始めたばかりのところではございますけれども、少し所有者様の意向として、植栽をしていきたいというところがございますので、10年後に広葉樹が入っているかっていうと、まだちょっとわからない部分もあり、植栽木が成長していつて可能性もございますので、ただ事案としては何かしら報告できる方法を検討していきたいと思います。

(小南委員長)

今回の事案に関していろいろ御意見いただいておりますが、今後の委員会で改めて、議題として扱うということです。今回は部会における技術面での検討内容というところが議題になってるんですが、先ほどの質問をいただいていることも含めて、今回の具体的内容についてまた今後の議題としてのぼるというふうに考えてよろしいでしょうか。

(産業政策課大石主任)

すみません、具体内容といたします。

(小南委員長)

今後、今回問題があった箇所について、今後どうなるかというような質問とかありましたが、一般論ではなく、今回の件に限った、良かったか悪かったかというような検討です。

今回行っているのは、議題としてはある程度一般的な内容です。

一般的な内容ということで、技術面でも検討しているところですが、この技術面の検討を今後どう活かすかというところで、今回のあの事案に限った先ほどの質問はそこに関連しているんですけれども、今後議題になりますでしょうか。

(渥美産業政策課長)

あくまでも今回については中間報告ということで、まず一般的な基準について中間の御報告を差し上げてるところです。

そこはあの固まりました上で、それをフィードバックしてその事案どうだったかっていうことについては当然触れる部分が出てくると思いますので、そこはその都度、御報告の方をさしていただくということで、次回以降また御報告、状況をお伝えするという考え方です。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。

今回、権利者にどれぐらい理解いただくかという先ほどの前半の議題で検討したところで、あと技術面に関しては今御説明いただいたように、まず一般論として、どうあるべきかというところを検討している段階です。今まだ中間的な報告の段階ですので、それがあつ程度固まって、きちつこれが適正なやり方ですよ、標準的なやり方ですよというのが固まってから、改めて振り返らなければ、今回のケースについて具体的にどうだとかつていうのがまだ少し難しいかなというふうに思つてます。

御発言ありましたように、この技術面を一般論としてどうかというのが確認できてから、今回の具体のケースに関してはですね、振り返つてどうだったかというのを検討した方が委員のみなさんも適正な御議論をいただけるのではないかと思います。

またそのときに御意見いただきたいなというふうに思つますが、よろしいでしょうか。

(浅見委員)

今委員長にまとめていただけてる件についてはまったくその通りで、ただ全くその通りなんですつ、部会に出席してつるものが言うのも変なんですつ、この部会の目的というものがここに書かれてないんですね。

何のために部会があつて、何について検討してつるのかつて、正直私はいまいちよくわかつていない。この部会のスケジュールを拝見しますと、令和5年度からの森の力再生事業の要領改正に向けての検討だなというふうには私は理解してつるんですが、そのあたりの背景の説明がないのでわからないのかなという気がします。

(小南委員長)

はい。それは私からお答えしてもいいんですが、事務局の方から説明をお願いいたします。

(渥美産業政策課長)

すいません、御指摘ありがとうございます。

今浅見委員おっしゃつていただいたところが、実はお答えだと思つておつりまして、一旦全体の一般論としての技術面の検証、ここをまず整理し、御意見をいただくということが一つ

大きいところかと思えます。それを重ねた上で必要に応じて、やっぱり要領等を改正していく必要があるということであればその案をお示しますのでそこについても意見をいただきたいということで考えております。

(小南委員長)

いかがでしょうか。要は私の方は、今回を機にこれまで技術的な、こういうふうに行った方がいってという多少曖昧なところがあったので、そこはしっかり技術的に検証して、今後のやり方について、技術的にもう少し確立して、曖昧な部分をなくしていこうという、それを技術的な面から検討するというふうに理解していたんですが、いかがでしょうか。

(浅見委員)

必要に応じて検討していきたいとおっしゃったんですが、スケジュールには令和5年度には要領改正というのが入ってたかと思うんです。それに向けての検討というのがわかりやすいかなとは思いますが、そうじゃなく、必要に応じて技術だけちょっと検討してねというのはもやもや感があります。

(渥美産業政策課長)

少し言葉が足りなかった部分ありますけども、すでに2回御検討いただく中で、もう必要というのは生じていると認識しておりますので、来年度に向けて、そこは要領の案を作成していきたいと思えます。

(浅見委員)

案を作成するための検討という理解でよろしいですか。

(渥美産業政策課長)

はい。それで結構です。

(小南委員長)

よろしいでしょうか。具体的にしっかりとした基準で、曖昧さをはっきりさせて文章に残していく。その案を検討した上で、我々はアドバイスを専門的な見知からお伝えする、そういう理解でよろしいですかね。

(豊田委員)

すいません。前回委員会で拝見した写真が素人の目から見ると結構衝撃的でございまして、あれで目的である針広混交林になっていくのかなと、ずっと頭の中にあったものですから、先ほどの質問になってしまいました。

(小南委員長)

いえいえ、全然積極的にどうぞ。

(豊田委員)

技術の検証ということであれば、1つの例として今後御報告いただければということで申し上げた次第です。

植樹されているということなので、また、違うなということ。

(浅井森林・林業局長)

今後そういう予定があるということで、まだ検討中です。

(小南委員長)

貴重な御意見ですので、ぜひ遠慮無く今後も出していただいて、必ずこの場で検討して、しっかり検討できる材料がそろった時点で検討するというので、そのように御理解をお願いいたします。

他に御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これは中間報告ということですので、内容あるいは文章の文言は、またこれから検討を進めて、最終的にこの事業がより良いものにする上で、技術面でしっかり考えていきたいというふうに思っております。

それでは引き続き部会で検討を進めてまいります。

最後に本日の議事全体を通して何か御意見、御質問等あれば、その他ということでも結構ですが、ありましたらよろしくお願いいたします。

(豊田委員)

事業実績の報告のときに申し上げればよかったんですけども、6ページの資料でございまして、御覧いただきますと、なんとなくですけども、事業規模が縮小しているのかなという印象を受けました。

森の力再生事業の整備事業費を見ても、令和1年、2年に比べて、令和3年も落ちておりますし、過去を見ても一番少ない事業費で、たまたまかもしれませんが、これは申請数、事業件数が減っているということでしょうか。

それに比べて令和4年はどうなんでしょうか。このように整備しますという事業の計画案は拝見しましたが、予算がなければ計画はたたないかもしれませんが、申請数そのものが縮小傾向にあるということなんでしょうか。

あるいは、それを考えるのはまだ早計な段階なんでしょうか。

(小南委員長)

これいかがでしょうか。

(森林計画課鈴木森の力再生班長)

令和3年度の実績ですが、確かに減少しました。この原因は、実際に整備に向けて計画をしていたところで、作業員が手配できなかったということがあり、面積的にはかなり落ちております。令和4年については、最終的に年度が終わってみないと分かりませんが、目標面積が1,249haのところ、1,040haで1,000haを少しこえるくらい、進捗率は、目標に対して84%程度で推移しています。

(豊田委員)

はい、ありがとうございます。

(小南委員長)

他に全体でなにかありますか。

(檜本委員)

森の力再生事業がよりよく使われるよう検討されているところですが、以前も言ったんですけど、権利者にとっては、木材や森林をどんなふうにご利用していくかという考え方が、森の力再生事業の目的とするところと違ったのが問題で、そういう問題がないようにやっつけようとする、今まで手を挙げてた人たちも上げにくくなるんじゃないかなというように心配しています。各地域の農林事務所の方もおられますが、地域ごとの何ヶ年かの実施計画面積があると思いますが、このまま面積で評価するのがいいのかわからないですけども、この計画通りにいくのかなというのが心配材料としてはあります。ただ一方で森の力再生事業の本来の目的を考えたときには、正しく実行されるようになることはいいことだと思いますので、バランスが難しいとこだと思うんですけども、頑張っただけでやっていただきたいと思います。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。あちらを立てればこちらが立たずというところがどうしても出て、あんまり厳しくすると数が少なくなってしまう、でも緩くすると問題が発生する。バランスが難しいという貴重な御意見だと思います。

県の皆さんなかなか難しい運用を求められているというところではありますが、非常に大切な事業ですので、ぜひ何とか難しさを克服して進めていただきたいなというふうに思います。今の御意見に関して何かございますでしょうか。

(浅井森林・林業局長)

森林・林業局長の浅井です。貴重な御意見ありがとうございました。

今檜本委員に言われた話ですが、本質を突いてるところかなと私も感じております。

今回、新聞報道等があった案件がありまして、私どももこの事業の進め方について振り返ってみているところなんですけれども、そもそも超過課税で皆さんから特別に税を負担していただいている事業だということを考えますと、やっぱりその原点の部分はしっかり所有者にも理解を求めて事業を進めていくというのは、これやっぱり一番重要なことであると感じているところでありますので、事業が進めにくくなるという側面もあるとはしても、やっぱり原則はしっかり押さえていくことが大事であると我々も考えておりますので、そういった気持ちで事業に取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

(小南委員長)

はい。わかりました。

ぜひよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは本日の議事はこれで終了いたしました。

議事の進行に御協力ありがとうございました。

これで進行を事務局にお返しいたします。

(渥美産業政策課長)

ありがとうございました。

最後に事務局の方から連絡事項がございます。

(産業政策課大石主任)

はい。次回予定しております第2回の日程と、あと先ほど話がありました現地の日程等につきまして、また改めて皆様の日程を確認させていただいて決めさせていただきたいと思っておりますのでまたよろしく願いいたします。

(渥美産業政策課長)

それではこれもちましてでは第1回森の力再生事業評価委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。